



社会福祉法人 みどりの森

2025年度版

ルミエール保育園

重要事項説明



社会福祉法人 みどりの森

ルミエール保育園
〒337-0041 さいたま市見沼区南中丸939-5
Tel:048-683-1216 Fax:048-683-1222
mail:lumiere@midori-mori.jp
Hp:<https://www.lumiere-hoikuen.jp>



2002年	・さいたま市指定 家庭保育室キッズパルこども園開園
2005年	・社会福祉法人みどりの森 設立
2005年	・みぬま保育園 開園／・体操教室、英語教室カリキュラム導入 ・一時保育・延長保育事業 開始
2006年	・地域子育て支援事業 開始／・造形教室 開始
2007年	・ルミエール保育園へ改名（ルミエールとはフランス語で光という意味）
2009年	・立腰、百珠ソロバン 導入
2010年	・リトミック音楽教室 開始／・石井式漢字教育 導入
2011年	・ミュージックステップ 導入
2012年	・園庭拡張
2014年	・埼玉県ウーマノミクス課による、働きやすい企業としてゴールド認定を受ける ・絵画造形教室、英語教室 導入
2015年	・春 姉妹園アンソレイユ保育園開園 (アンソレイユとはフランス語で陽だまりという意味) ・春 ルミエール保育園 天然桧園児用椅子と天然桧園児用机を新調／・ルミエール保育園 敷地内駐車場設置
2016年	・玄関電子錠設置／・園庭隣接倉庫建物と園庭を接続 ・職員個別研修計画策定等による保育の質の向上を強化／・第三者評価受審
2019年3月	・姉妹園アンソレイユ保育園新園舎建て替え開始
2020年	・姉妹園アンソレイユ保育園新園舎竣工
2021年	・ルミエール保育園園庭遊具『おうち』を新設

保育園を開園するにあたっての思い

法人創設理事長 市橋 榮子

法人としての第1園目 ルミエール保育園を開園するにあたっては、いろいろな思いがありました。

保育園で大切なことは、温かさや温もりだと考えています。わたし自身、仕事をしながら子育てをしていたので、保育園に毎日娘を預けていました。夕方保育園にお迎えに行くと、娘が「ママ、お帰り」と迎えてくれます。

それはもちろんうれしいことなのですが、ほかの子どもたちもわたしに、「お帰りなさい」ってやさしく声をかけてくれるのです。このなんともいうことのできない温もりを、いまでも忘れることができません。

わたしは長年、幼稚園で仕事をしてきました。しかし、いつしか<保育園を運営したい>と考えるようになりました。

なぜかというと、保育園には大きい子が小さい子のお世話をする場面が多くあります。保育園には、異年齢で過ごすことのできる時間がたくさんあります。そのような環境で子どもたちに、思いやりややさしさの気持ちが養われます。そんな温もりのある保育園をつくりたいという気持ちが

強くなり、ルミエール保育園を開設しました。

保育園を<大きな家>のように感じてほしいと思っています。

卒園式のときに、いつも伝える言葉があります。卒園児には、「卒園しても、帰ってきたいと思ったら、いつでも帰って下さい」と言います。保護者のみなさんにも、いつでも帰ってきてくださいと伝えています。

社会福祉法人みどりの森が運営する保育園は、子どもたちはもちろんのこと、保護者のみなさまにも心からほっとしていただくことができる温かい保育園でありつづけたいと思っています。



非常災害対策

消防計画作成（変更届）届出書	さいたま市見沼消防署／埼玉県さいたま市見沼区片柳1087-1
避難訓練	火災および地震、不審者などを想定した避難訓練を毎月1回実施
防災設備	自動火災報知機・ガス漏れ報知器・非常警報装置・非常用電源・誘導灯・その他カーテン等の防炎処理
避難場所	上記図参照
一斉連絡方法	各クラス担任が電話連絡を行います。状況に合わせて保護者緊急連絡をアプリを使用する場合もあります。

※東日本大地震の際のように電話が機能しなくなった場合には、保育時間内であればお子さまを安全に保育園でお預かりいたします。行政から指示があった場合には、その指示に従って園児の安全の確保に努めます。災害時には連絡帳アプリにて必要に応じて保育園の状況を保護者の皆さんへお知らせいたします。

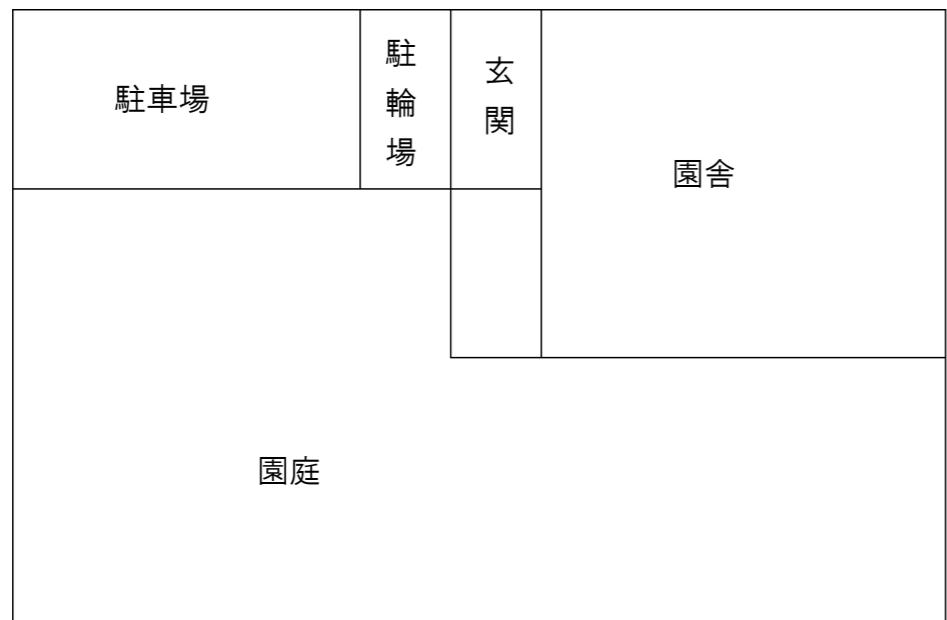
緊急時における対応方法

- 当園の職員は保育の提供を行う際、園児に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ保護者の緊急連絡先へ連絡し、嘱託医に連絡する等必要な措置を講じていきます。
- 保護者と連絡がとれない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ当園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。
- 保育の提供により重大な事故が発生した場合は、行政担当部署及び園児の保護者等に連絡をするとともに事故の状況や事故に際してとった処置に対して記録し事故発生の原因を解明し再発防止のための対策を講じていきます。
- 園児に対する保育の提供により賠償すべき事案が発生した場合には、保険請求を行うようにしています。
- 本園は、市区町村、保護者、警察署などの関係機関との連携を図るようにしています。
- 本園の安全対策として、セコム株式会社との警備契約を行っています。また事故防止や安全管理についての定期的な研修を職員全体で受講し、最新の情報の入手に努めています。

管轄警察署

大宮東警察署／さいたま市見沼区大字風渡野35番地1

保育理念



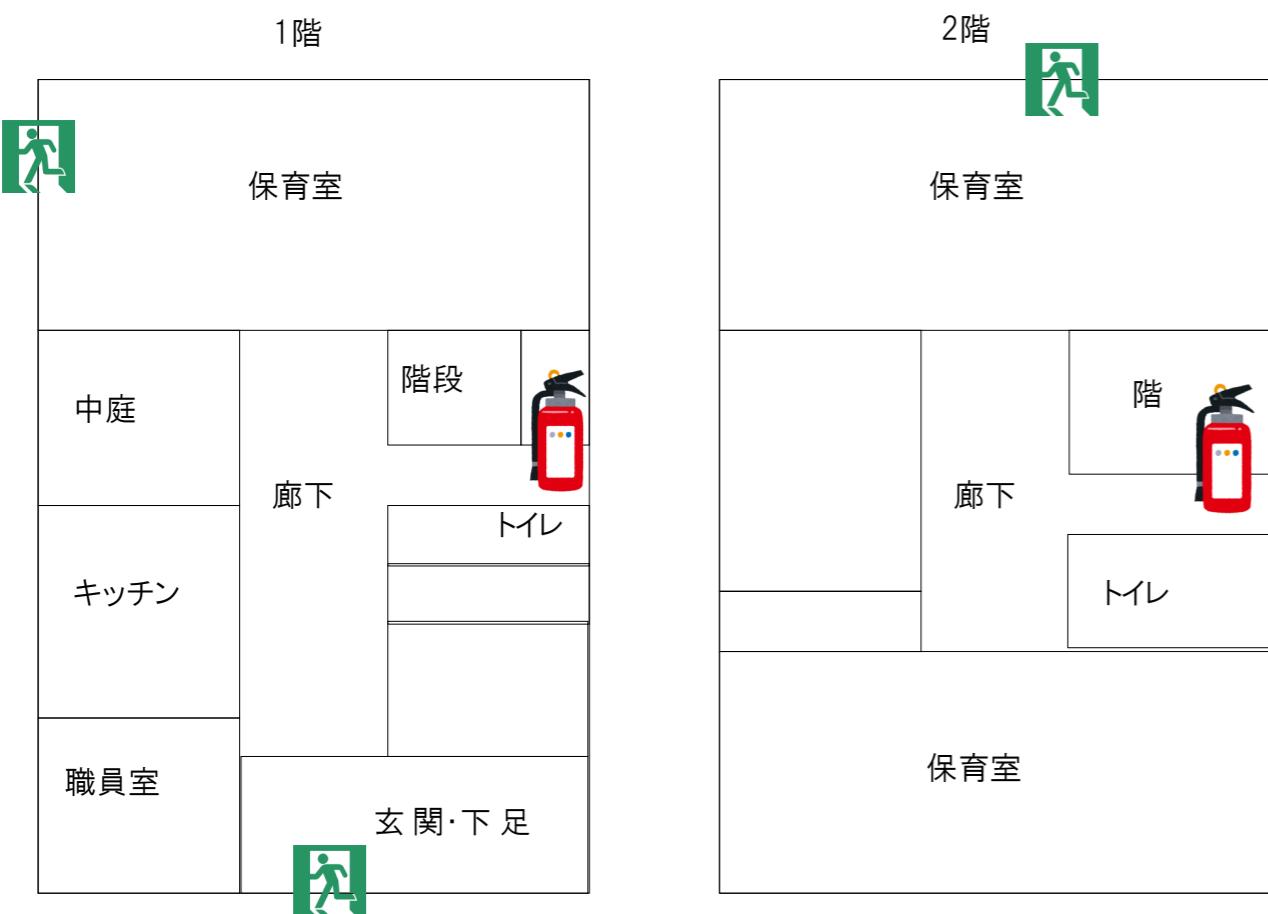
社会福祉法人 みどりの森の運営するルミエール保育園は、児童福祉法に基づき「保育を必要とする」乳幼児の保育を行うが、保育にあたっては子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために日夜、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行う。なお、児童の福祉を積極的に進めるために職員は、豊かな愛情をもって接し、児童の処遇向上のため知識の修得と技術の向上に努める。また、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発するものである。

1、お子さまの健康と安全を基本とする。

2、お子さまの情緒が安定する環境の設定、自己を十分に發揮できる活動の場を常に整え、健全な心身の発達を図る。

基本保育方針

保育方針は、「保育所保育指針」に依拠して、職員が保育に臨む基本的姿勢にあっては、子どもや家庭に対してわけへだてなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護することを第一義とする。また、常に児童の最善の幸福を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、よりよい保育のために努力研鑽することを基本とする。



1. 子どもの健康と安全を基本にして保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う。
2. 子どもが健康安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に發揮しながら活動できるようすることにより、健全な心身の発達を図る。
3. 豊かな人間性をもった子どもを育成する。
4. 乳幼児などの保育に関する要望や意見、相談に際しては、解りやすい用語で説明をして、公的施設としての社会的責任を果たす。



保育園の概要

法人名	社会福祉法人 みどりの森	施設名	ルミエール保育園
設立年月日	2005年3月31日		
理事長	花房 恵	施設長	市橋 榮子
所在地	〒337-0041 さいたま市見沼区大字南中丸939-5		
電話&FAX	TEL : 048-683-1216 / FAX : 048-683-1222 育児支援・子育て相談電話 : 048-683-1273		
H P&E-mail	HP : www.lumiere-hoikuen.jp / E-mail : mail@lumiere-hoikuen.jp		
規模	敷地面積 686m ² 建物面積 189.32m ² 延面積 333.68m ² (鉄筋コンクリート造 2階建)		
定員	60名 0歳児 : 3名 1歳児 : 9名 2・3・4・5歳児 : 各12名		
入園対象児	0歳から5歳就学前まで ・生後54日を経過し医師による健康診断の結果、健康であること ・児童福祉法による入所児童であること		
開園日	月曜日から土曜日	休園日	日曜日・祝日 年末年始（12月29日～1月3日）
開園時間	7時30分から19時30分	基本保育時間	7時30分から18時30分
短時間保育時間	8時30分から16時30分 ※上記時間以外は延長保育になります	基本保育時間の延長保育時間	18時30分から19時30分 ※土曜日の延長保育はありません
特別保育事業	①延長保育 ②一時保育 ③地域子育て支援事業 ④障がい児保育		
実費徴収	主食代2,900円、副食代4,500円（主副食費は幼児クラスのみ。月額料金）・スポーツ振興280円（全園児。年額）・遠足代3,000円くらい（年長児クラスのみ。実績額により年度により差異があります）・布団乾燥代500円（1回分）・延長保育代（利用者のみ） ※年度により必要経費が異なる場合がございます。遠足代などは実費での徴収となります。		
職員配置	園長	園の責任者・園内の安全、環境整備など	
	副園長または主任	園長の補佐および保育士の管理監督	
	保育士 15名程度	保育業務全般	
	栄養士・調理（師）員 3	栄養管理および昼食、おやつの調理	
	事務	総務・経理・労務全般	
	嘱託医	健康診断、健康管理、健康にかんする助言	
嘱託医	さぐち医院	埼玉県さいたま市見沼区南中丸1032-12／048-681-5666	
	りつこ歯科医院	埼玉県さいたま市見沼区南中丸1143-12／048-682-1002	
	園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに園児の家族等に連絡すると共に、園児の主治医、園医に相談する等の措置を講じます。		

育児支援事業

延長保育

【時間】	18時30分～19時30分（標準時間の場合。短時間の場合は4ページ参照） 【対象児】 在園児のみ
【料金】	1回あたり1時間 500円 月極料金 4000円（標準時間のみ月極め設定）
【そのほか】	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育料金は月末締めです。お支払いは、翌月初めに集金袋を配布しますので料金を入れて、なるべく当該月の10日までにお支払いください。 スポット利用の方で、18時30分までにお迎えが間に合わないなどの場合は、電話でお知らせください。原則として、17時までにご連絡をお願いいたします。 通常保育終了時間の18:30より延長保育となります。

一時保育

保護者の方の仕事や妊娠・出産時、通院、育児疲れ等でのご家庭の事情による一時的な保育を行います。

【対象児】	0～就学時前まで
【定員】	1日あたり6名まで
【時間】	8:30～17:00まで ・基本的に週3回までご利用頂けます。（緊急時は応相談）
【費用】	1日あたり3,300円～4,000円（年齢曜日により異なります）
【持ち物】	乳児：おむつ、着替え（上下2セット）、ミルク、哺乳瓶など 幼児：おむつ（必要な場合のみ）、着替え・下着（上下2セット）、帽子
【ご利用方法】	初めての方はご利用になりたい日の前日までに、直接園にお越しになり申込書に料金を添えてお申込み下さい。2回目からは電話で利用日をご予約ください。ご利用日に申込書と料金をお持ちください。

学童保育

【対象児】	卒園児 【定員】 10名
【時間】	下校時刻～18:30まで 学校がお休みの日は8:00～18:30まで
【料金】	<ul style="list-style-type: none"> 1・3・4・7・12月…22,000円 8月…30,000円 その他の月…15,000円 半日利用（下校～18:30まで）…一回1,000円 一日利用（土曜日や休校日等）…一回2,200円 料金にはランチ代とおやつ代が含まれています。
【注意事項】	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育の延長保育は行っていません。 お帰りの際は、必ず保護者の方のお迎えをお願いします。 保育園の行事等により学童保育をお休みすることがあります。 お子さまの送迎はおこなっておりません。 学級閉鎖、学校閉鎖による学童保育のご利用はできません。

ご意見・ご要望について

ご意見・ご要望をお受けします

保育園のことで気付いたことはご遠慮なくお伝えいただきたいと思っています。保育という仕事は、人が人を育てるという生業であり、機械の導入や、省力化を図ることができず、極めて労働生産性の悪い業務だと言えます。つまり、人ととの関係だけに職員の不手際や対応が悪いと感情的になられたり、不愉快に思われたりする方もいらっしゃると思います。

子育ては、保護者様と園とがこころおきなく子どもたちの真っ直ぐな成長を祈り、話し合えることがとても重要なと思っています。お気づきのこと、不愉快なこと、改善してほしいことがございましたら、何なりとお申し付け下さい。私どもは可能な限り、保護者の皆様のご要望にお応えしたく最大の努力をいたします。

玄関に「ご意見箱」を設置しており、苦情解決実施要項も掲示しております。皆さまのご意見が、さらなる保育園の質の向上につながりますので、どんなご意見でもぜひ頂戴したいと思っています。ご意見に対しましては最大限の努力をいたしますので、皆様からのご意見をお待ち申し上げております。

苦情解決方法について

1. 苦情解決責任者：園長
2. 苦情受付担当者：主任
3. 第三者委員：丸山昭子〔連絡先：048-281-0329〕／加村芳子〔連絡先：048-552-1488〕

職員研修について

職員は保育カリキュラムや自治体主体または外部機関の研修を積極的に受講しております。研修内容は園内研修にて全職員間で情報共有をおこなっています。

年2回自己評価とともに上長面談をおこない保育の質の向上と改善を図っております。

法人理念「福祉は人なり」に基づき職員はプロの保育士として、また一社会人として常に成長します。感謝と思いやりの気持ちをもって業務を行っています。

職員研修は保育士はもちろんですが、園長や副園長、主任も危機管理やリスクマネジメント、労務など管理職という立場の研修を受講します。

保険に関する事項

園賠償責任保険	(施設賠)対人1名・1事故1,000万円 (生産物賠)対人1名・1事故・期間中1,000万円対物1事故・期間中1,000万円漏水事故補償社会福祉充実計画に基づく事業の賠償責任1,000万円免責金額なし		
追加被保険者特約	①見舞金費用：1名10万円限度(但し、園児死亡の場合1名100万円限度) ②初期対応費用(見舞金費用以外)：1事故10万円限度 免責金額：なし ③①②共通1事故1,000万円限度		
初期対応費用特約	①見舞金費用：1名10万円限度(但し、園児死亡の場合1名100万円限度) ②初期対応費用(見舞金費用以外)：1事故10万円限度 免責金額：なし ③①②共通1事故1,000万円限度		
特定感染症対応費用特約	1事故/1記名被保険者あたり期間中20万円免責金額なし		
管理財物補償特約	1事故100万円免責金額なし		
人格権侵害補償特約	1,500万円1事故・期間中1,000万円免金なし		
園児団体傷害保険	死亡・後遺障害 250万円	入院保険金日額 3,000円	通院保険金日額 2,000円
保険の種類	保険の内容と保険金限度額		
ほいくの保険（傷害保険）	上記をご参照ください		
日本スポーツ振興センター	配布書類をご参考の上、同意署名をお願いいたします		

保育カリキュラムについて

ルミエール保育園では保育所保育指針の「保育所の保育は、子どもが未来をつくり出す力の基礎を培う」に基づき、各年齢においてその年齢に応じた保育カリキュラムを行っています。

漢字絵本

1歳児から5歳児がおこないます。子供たちが、成長の過程で身に付けなくてはならない能力は、たくさんあります。最も大切な能力の一つに、「言葉の能力」があります。どんな学問をし、どんな仕事に就いたとしても、その方面的古今東西の書物を読み、理解できることが不可欠です。また、人に自分の考えを伝え、相手とわかり合うためにも、やはり、言葉は大きな役割を果たしています。日本の子供にとって母語となる日本語の能力を伸ばすことができるは、周りにいる大人だけです。豊かな言葉は豊かな心を、美しい言葉は美しい心を育てます。「石井勲式漢字教育法」は、子供たちの言葉の能力を最大限に伸ばすことのできる、理想的な教育法です。（石井式漢字教育文献より抜粋）2歳児から毎月1冊漢字絵本を使用します。3歳以上は8月と3月はありません。ご用意をお願いいたします。

リズム体操

2歳児から5歳児がおこないます。成長期に必要な骨や筋肉の発育を促進サポートするとともに、小学校入学までに逆上がりや跳び箱ができるようを目指します。リズムダンスと体操をバランスよく行っています。リズムダンスでは、【自己表現力】が身に着くよう行っています。

英語

2歳児から5歳児がおこないます。異文化にふれることが目的です。英語の歌や行事を体験し、さまざまな国や文化の存在を知ります。さいたま市のルミエール保育園では、毎年年長児は音楽会や発表会で英語の歌を歌っています。

絵画造形

4歳児と5歳児がおこないます。より専門的なさまざまな画材にふれてみます。絵を描いたり、紙粘土などで形あるものを造るなどして、右脳を刺激します。右脳が育つと、空間認知能力も高まります。また、作品発表の場を設けることで、自他を認める心を育てます。

リトミック

2歳児から5歳児がおこないます。リトミックは音を身体で表現することです。楽器演奏、リズム感、合唱を学びます。子どもたちに音楽を通して自己表現の楽しさ、大切さを知ってほしいと思います。



保育カリキュラムについて

立腰

3歳児～5歳児が行います。唱和「腰骨を立てます。下腹に力を入れて、腰骨をシャンと立ててごらん。肩や胸に力を入れないで、頸を引きましょう。素晴らしい姿勢です。元気な体の素です。頭が澄んできます。あなたの我が儘に勝てる姿勢です。」（東京いずみ幼稚園さんよりいただいた唱和です）心と身体を真っ直ぐにするための座禅のようなスタイルです。ほんの数分間ですが、静かな空気感の中、そっと目を閉じ姿勢を正します。心も身体も鎮まります。

百珠算盤

3歳児～5歳児が行います。毎朝の朝礼時、4月当初は1～20、その後30, 40と数を増やし、1～100までの数を覚えていきます。1～100までを言えるようになると、ゲーム感覚で2, 4, 6, 8, 10や、10, 20, 30など10飛びに数えたりもします。その内に5, 10, 15などもできるようになってきます。数字の概念を理解できるようになると、例えば玩具の貸し借りなどの際に子どもたちが自分で、○回ずつ使おうよ！と言えるようになったりします。

入園・転園・退園等について

【保育園のご利用について】

- 1) 2号認定、3号認定（保育を必要とする子ども）の保護者が、入園を希望する場合には、至急認定を受けた市区町村が指定する入所に関する申し込み書に必要事項を記載し、当該市区町村へお申し込みください。
- 2) 当該市区町村からの園へ入所内定の連絡後、当園で見学及び新入園時入園説明会、入園前面談、重要事項の説明や確認を受けて入所の同意となります。
- 3) 年度の途中入園の場合には、見学及び入園時入園説明と入園前面談、重要事項の説明や確認を受けて入所の同意となります。
- 4) 当該市区町村からの利用が決定された通知をもって保育の利用開始となります。

【利用終了となる場合について】

- 1) 2号認定の子どもが小学校就学の始期に達したとき
- 2) 3号認定の子どもの保護者が、法令等に定める支給条件に該当しなくなったとき
- 3) 保護者から退園の申し出があったとき

【当園より利用契約を解除する場合】

- 1) 利用料や給食費等の支払いが3か月以上遅延にした場合
- 2) 保護者、園児、その家族ないしはその関係者が当園、当園職員その関係者または他の園児に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障または困難が生じた場合
- 3) 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼす恐れがある場合

プライバシー（個人情報）について

- 保護者さまのご住所、電話番号などを記載した緊急連絡網は作成いたしません。従って園からの緊急の連絡の際には当園より直接保護者様へご連絡を差し上げます。
- ご家族以外の方でお子さまが保育を受けているか否か、保護者さまの職場やご家族についての問い合わせには一切応じないようになっていますので、ご親戚の方や親しい方にその旨をお伝えください。
- 当園の電話には外部から名前も言わずに保護者様の連絡先をたずねて来たり、特定のお子さまが保育園にいるかと聞いてきたり、あるいはいたずら電話等もございますので、プライバシー保護の為に、かけてきた人の電話番号が表示されるようになっており記録されます。非通知設定の場合は受信出来ません。
- 当園は個人情報の取扱規程を定めており、個人情報の収集は、収集目的を明確に定め、必要な限度においておこなうものとします。個人情報は定められた目的以外には使用いたしません。定められた目的とは、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事等を行う者・その他の機関に対して、発達の記録等のお子さまに関する情報を提供し、お子さまにとってより良い保育、教育がなされるよう連携することです。そのほか、ケガや病気などで緊急で病院等を受診する際に情報提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

虐待の防止措置について

- ◇当園の設置者および職員は、お子さまの心身に有害な影響をあたえる行為はいっさいおこないません。
- ◇児童虐待防止などに関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われるお子さまを発見した場合には、すみやかに関係機関に報告します。
- ◇児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年行政または民間の虐待防止に関する研修に、職員を受講させています。

児童相談所：さいたま市北部児童相談所／048-711-3917

食事について

ランチ、おやつの調理と栄養管理は株式会社名阪食品がおこなっております。可能な範囲でアレルギーに対応し、代替食を提供しています。アレルギー対応の際は、医師の診断による検査結果診断書と、園指定の規定書類の提出をお願いしております。入園前に栄養士と、食事についての面談をお願いいたします。

第三者評価・園評価について

保育園の評価として、行政の自治体監査を受けております。また第三者評価機関の評価も適時受けてまいります。園内においては職員全体で園評価を年度末に行っています。結果につきましては、事務所にて閲覧が可能です。第三者評価につきましては、受審後に埼玉県のHPなどで情報開示されています。